

## A 所得金額

収入金額から必要経費を差し引いた金額を「所得」といいます。給与、公的年金等の収入は下表のとおり所得金額を計算します。

《給与と所得の場合》 単位: 円

給与収入	給与所得
0～ 650,999	0
651,000～1,618,999	給与収入－650,000
1,619,000～1,619,999	969,000
1,620,000～1,621,999	970,000
1,622,000～1,623,999	972,000
1,624,000～1,627,999	974,000
1,628,000～1,799,999	給与収入÷4★×2.4
1,800,000～3,599,999	給与収入÷4★×2.8－180,000
3,600,000～6,599,999	給与収入÷4★×3.2－540,000
6,600,000～9,999,999	給与収入×0.9－1,200,000
10,000,000以上	給与収入－2,200,000

★1,000円未満の端数切捨て

《年金所得（公的年金等に限る）の場合》 単位: 円

年齢	年金収入	雑所得
65歳以上の方 (昭和30年1月1日以前生)	0～1,200,000	0
	1,200,001～3,299,999	年金収入－1,200,000
	3,300,000～4,099,999	年金収入×0.75－375,000
65歳未満の方 (昭和30年1月2日以降生)	0～ 700,000	0
	700,001～1,299,999	年金収入－700,000
	1,300,000～4,099,999	年金収入×0.75－375,000
7,000,000以上	年金収入×0.95－1,555,000	
	年金収入×0.95－1,555,000	

※この年金所得は「雑所得」に分類されるため、別紙の通知書では他の種類の雑所得と合算して「雑所得(年金等)」と表記されています。

## D 調整控除

合計課税所得金額 200万円以下 の場合	下記(a)・(b)のいずれか少ない金額の5% (a) 所得税と住民税の人的控除の差額(合計額) (b) 住民税の合計課税所得金額
合計課税所得金額 200万円を 超える場合	{上記(a)－(上記(b)－200万円)}×5% (注)この額が2,500円未満の場合は、2,500円

※5%の内訳は、特別区民税3%、都民税2%です。

【合計課税所得金額】  
課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額

## E 税額控除

住宅ローン控除、外国税額控除、  
寄附金税額控除（ふるさと納税等）など  
種別によって計算方法は異なります。  
主な税額控除の計算は納税通知書の  
裏面「7 住宅借入金等特別税額控除」、  
「8 寄附金税額控除」をご覧ください。

## C 所得割額 (税額控除等前)

特別区民税	6%
都民税	4%

上記の税率は、総所得、退職所得、  
山林所得に対する税率です。  
他の所得に対する税率は、納税通知  
書の裏面「2 税率」をご覧ください。

## G 均等割額

特別区民税	3,500円
都民税	1,500円

区内に住所のある方等が一律に負担  
していただくものです。  
均等割額の軽減については、納税通知  
書の裏面「2 税率」をご覧ください。

## 納税通知書見本とその内容

賦課期日（課税対象の年度【＝相当年度】の1月1日時点）の氏名・住所が表示されます。  
※住民税は、相当年度の1月1日の住所地の区市町村で課税されます。

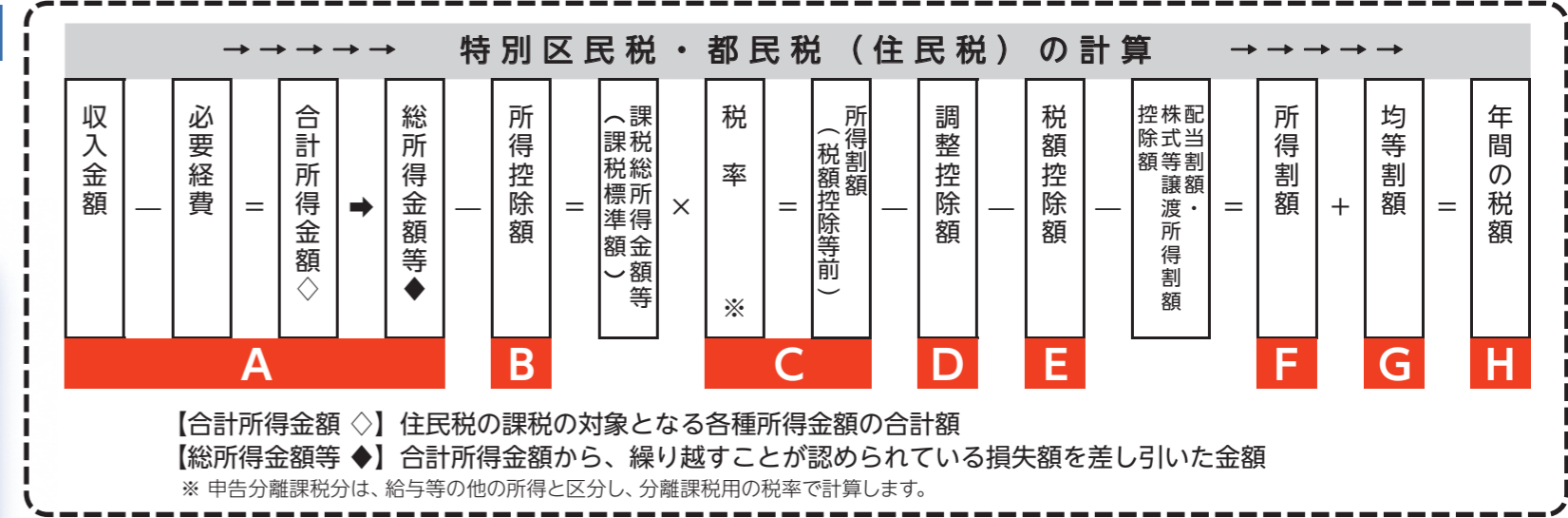
○△は、実際に課税決定を行った年度【＝賦課年度】です。  
△△は、課税対象の年度【＝相当年度】です。

### 見本

納税通知書見本とその内容の図解。見本の通知書には、納税者情報（氏名、住所、課税年度）と、収入・所得計算、各種所得、所得控除、所得割額、調整控除、税額控除、均等割額、合計課税所得金額の計算結果が表示されています。図解は、通知書の各欄をAからHまで番号で示し、各欄の計算内容や入力方法を説明しています。

- A 所得金額**: 給与収入から必要経費を差し引いた金額。
- B 所得控除額**: 給与所得から、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等特別控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの控除額を差し引いた金額。
- C 所得割額 (税額控除等前)**: 所得金額から、所得控除額を差し引いた金額。
- D 調整控除**: 合計課税所得金額から、調整控除額を差し引いた金額。
- E 税額控除**: 調整控除後の金額から、各種税額控除額を差し引いた金額。
- F 所得割額**: 税額控除後の金額から、所得割率を乗じた金額。
- G 均等割額**: 所得割額に均等割額を加えた金額。
- H 年間の税額**: 所得割額から、均等割額を差し引いた金額。

お問い合わせの際は、ここに表示されている「宛名番号」をお知らせください。



## B 所得控除額

所得控除の種類によっては、控除金額や控除の限度額が所得税の控除金額等と異なります。

### 《人的控除》

控除の種類	配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超～ 950万円以下		950万円超～ 1,000万円以下	
		住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額
配偶者控除 (70歳未満)	38万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
老人配偶者控除 (70歳以上)		38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円
配偶者 特別控除	38万円超 85万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	85万円超 90万円以下		36万円		24万円		12万円
	90万円超 95万円以下	31万円		21万円		11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円		18万円		9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円		14万円		7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円		11万円		6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円		8万円		4万円	
115万円超 120万円以下	6万円		4万円		2万円		
120万円超 123万円以下	3万円		2万円		1万円		

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。

《生命保険料控除》※各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

保険料支払額(円)	控除額	保険料支払額(円)	控除額
12,000以下	全額	15,000以下	全額
12,001～32,000	支払金額×1/2+ 6,000円	15,001～40,000	支払金額×1/2+ 7,500円
32,001～56,000	支払金額×1/4+14,000円	40,001～70,000	支払金額×1/4+17,500円
56,001以上	28,000円	70,001以上	35,000円

● 生命保険料または個人年金保険料で、新契約と旧契約の両方に加入している場合の控除額

適用する 生命保険料控除	新契約のみ適用	旧契約のみ適用	新契約と旧契約両方を適用
控除額	新契約に基づき算定した控除額	旧契約に基づき算定した控除額	新契約・旧契約に基づき算定した控除額の合計額
控除限度額	28,000円	35,000円	28,000円

《地震保険料控除》※両区分がある場合の合計控除限度額は25,000円です。

地震保険料		(旧)長期損害保険料	
保険料支払額(円)	控除額	保険料支払額(円)	控除額
50,000以下	支払金額×1/2	5,000以下	全額
50,001以上	25,000円	5,001～15,000	支払金額×1/2+2,500円
		15,001以上	10,000円

控除の種類		住民税 控除額	所得税 控除額	
扶養該当	特定扶養	45万円	63万円	
	老人扶養	同居 老親等	38万円	48万円
			45万円	58万円
	16歳未満(年少扶養)	0円	0円	
	その他扶養	33万円	38万円	
本人該当	障害	特別障害 同居 特別障害	30万円	40万円
		その他障害	53万円	75万円
	寡婦	特別寡婦	26万円	27万円
		一般寡婦	30万円	35万円
	寡夫	26万円	27万円	
勤労学生	26万円	27万円		
基礎控除	33万円	38万円		

※「扶養該当」の対象となるのは、納税義務者の控除対象配偶者や扶養親族です。  
(生計を一にし、事業専従者ではなく、合計所得金額が38万円以下などの条件があります)  
※基礎控除はすべての方に一律に適用されます。

《社会保険料控除》

社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料など)を支払った金額。

《小規模企業共済等掛金控除》

小規模企業共済等掛金、確定拠出年金加入者掛金(個人型・企業型)、心身障害者扶養共済掛金を支払った金額。

《雑損控除》以下①②のいずれか多い金額

① 損失額－保険等により補てんされた金額	－	{総所得金額等}×10%
② {災害関連支出の金額}－保険等により補てんされた金額	－	5万円

《医療費控除》※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)とは併用できません。

支払った(医療費の総額)－	{保険等で補てんされた金額}	－	{10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない金額}	=	控除額	※控除限度額は200万円です。
医療費控除の特例	{スイッチOTC医薬品購入額(総購入額上限10万円)}	－	{12,000円}	=	控除額	※控除限度額は88,000円です。